

高遠菜穂子講演会
2018年3月4日(日)13:30~
和泉シティザ 3階セブ ショール
参加協力費500円(和泉中央駅徒歩5分)

泉北教育

NO.2103 2018.2.13.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

忠岡町人事交渉

泉北教組は「ゆきとどいた教育と働きやすい職場をつくるための人事異動に関する要求書」に基づき、2月7日、忠岡町教委と交渉を行いました。文書での回答は、分会に1部ずつお配りしています。

主な回答は以下の通りです。

- 教職員人事については、忠岡町人事基本方針に基づき行う。本人の希望については、一定考慮していく。
 - 「異動対象者」については、例年どおり、新任6年、その他は10年を基本にしている。
 - 欠員補充については、大変厳しい状況だが、引き続き定数配置に向け努力する。
 - 「異動対象者」適応除外については、以下の通りと認識している。
 - ・生後1年未満の子女を育児中のもの。
 - ・休職中及び長期病欠中のもの。
 - ・妊娠中及び、産休中のもの及び高齢者のもの。
- 尚、高齢者については、今年度末で年齢が58歳以上のものである。
- 内示日は例年どおり3月下旬である。内示後の交渉については申し入れがあれば行う。

組合から、希望と合意に基づく人事をお願いして交渉を終えました。

慶応大学名誉教授(憲法学)の小林節さんは「私は現憲法でも自衛隊は認められていると思っています。」と前置きしたうえで、「首相が書き込もうとしているのは、災害救助で評価されている自衛隊ではない。憲法違反として歴代政権が認めてこなかった集団的自衛権の行使を容認した『閣議決定』と、それに基づく『戦争法』を実行する『自衛隊』です。海外で武力行使ができる事実上の『軍』なのです。」と述べています。「新法は旧法を改廃する」との原則に立てば、新3項により2項は死文化さ



衛隊を置くことができる。等の条文を書き加えようとするのが安倍首相の考えです。

9条改憲ノーの署名を広げよう
今、日本中で「安倍9条改憲NO!」の署名が集められています。是非広めてください。

さらに小林さんは「憲法に明記されている国の機関は、衆院、参院、内閣、最高裁判所、会計検査院だけです。警察庁も海上保安庁も消防庁も書かれていない。『行政権』として書かれているだけです。そのような中で憲法9条に『自衛隊』を書き込んだらどうなるのか。『天下の国軍』になりますよ。文字通り海外で武力行使ができる国になるのです。」と警鐘を鳴らしています。

憲法には警察も海保も出てこない

れてしまいます。

「自衛隊は憲法違反ではない」という政府が「自衛隊を合憲とする」ために改憲?

